

制限付一般競争入札（事後審査型） 公告

下記の工事について制限付一般競争入札（事後審査型）に付す。

令和 7 年 11 月 7 日

契約者 多可町長 吉田一四
担当 財政課 近藤

記

番 号	第 5070531 号		
担当課	多可町役場商工観光課		
件 名	ネイチャーパークかさがた 解体撤去工事 設計・監理業務委託		
場 所	多可町八千代区大屋 地内		
工 期	本契約日 から 令和 8 年 3 月 31 日		
概 要	【業務種別】 設計積算業務 一式 工事監理業務 一式		
応募方法	単体企業		
入札方式	制限付一般競争入札（事後審査型）		
入札参加申込期日等	令和 7 年 11 月 14 日（金）17 時 00 分 ※制限付一般競争入札（事後審査型）参加申込書を電子入札システムより送信すること		
入札日時	令和 7 年 11 月 21 日（金）9 時 00 分～令和 7 年 11 月 25 日（火）12 時 00 分		
開札日時	令和 7 年 11 月 25 日（火）13 時 00 分 予定		
入札保証金	免除		
契約保証金	多可町財務規則第 105 条の規定による。		
最低制限価格制度	有		
前金払	有	部分払	無
設計図書配布	入札参加申込者に E-mail にて送信。 事前配布を希望する者は、財政課（shitugi@town.taka.lg.jp）に連絡。		
入札参加資格	(1) 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号 以下「建築士法」という。）第 23 条の規定に基づき、一級建築士事務所登録をしていること。 (2) 建築士法第 10 条第 1 項の規定に該当しないものであること。 (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。 (4) 公告日現在、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。 (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本公告前 6 か月以内に、手形及び小切手の不渡りした者。 (6) 公告日時点で、多可町「測量・建設コンサルタント等業務」の入札参加資格を有する者。 (7) 多可町の指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込期限日に受けていないこと。 (8) 公告日より過去 10 年以内に、兵庫県下の地方公共団体等の公共機関が発注した建築物に関する実施設計業務を元請（設計共同体の場合は、代表構成員に限る。）で受託し、当該設計業務が完了していること。		
現場説明会	無（ただし、入札参加申込者により事前に現場確認を行うこと）		
質問の受付方法	質疑書の受付はメール（shitugi@town.taka.lg.jp）のみ。 質疑書様式は多可町ホームページを参照のこと。		
質問の受付期日	令和 7 年 11 月 17 日（月）17 時 00 分		
質問の回答方法	入札参加者の登録されているメールアドレスに一斉回答 ※回答予定日 令和 7 年 11 月 19 日（水）		
入札参加確認資料等	入札参加資格（8）にかかる契約書の写し及び要件等を確認できる資料		

	(図面等)を提出すること。
資料提出 (落札候補者)	開札後、速やかに入札参加確認資料等を提出すること。
電子入札参加申込 (ID・パスワードの取得)	左記手続きが未完である者は、即日対応できない場合もあるため、早期に手続きをすること。(多可町 HP 参照)
その他	入札参加資格がない者による入札及び虚偽の記載等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、多可町指名停止基準により指名停止とする。また、この公告に定めがないことについては、多可町財務規則及び多可町電子入札運用基準の規定による。

以上